

自殺対策の機動的推進のためのワーキングチームの設置について

〔平成 24 年 9 月 6 日〕  
自殺総合対策会議決定

1 我が国における自殺をめぐる厳しい状況を踏まえ、必要な対策の機動的な実践等のため、自殺総合対策会議に、自殺対策の機動的推進のためのワーキングチーム(以下「WT」という。)を設置する。

2 WTの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

座長 内閣府特命担当大臣(自殺対策)  
委員 内閣府副大臣(自殺対策)  
内閣府副大臣(消費者及び食品安全)  
内閣府副大臣(金融)  
復興副大臣  
総務副大臣  
法務副大臣  
文部科学副大臣  
厚生労働副大臣  
農林水産副大臣  
経済産業副大臣  
国土交通副大臣  
内閣府大臣政務官(自殺対策)  
内閣総理大臣補佐官(自殺対策)  
警察庁次長

3 WTの庶務は、内閣府自殺対策推進室において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、WTの運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣(自殺対策)が定める。

5 「自殺対策タスクフォースの設置について」(平成 22 年 9 月 7 日自殺総合対策会議決定)は、廃止する。